

岐阜県公報

号外(二) 令和四年四月一日

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一

訓令

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

(広報課)

二

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

二

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

(行政管理課)

三

岐阜県職員安全管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

三

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

(管財課)

三

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二百五十七条第一項」を「同規則第二百五十七条第一項」に、「第五十八条第一項」を「同規則第五十八条第一項」に、「事務所長等」を「保健所事務所所長」に改める。

別表六の項中「危機管理部防災課」を「危機管理部危機管理政策課」に改め、同表八の項中「環境生活部環境企画課」を「環境生活部環境生活政策課」に改め、同表十四の項中「商工労働部商工政策課」を「商工労働部商工・エネルギー政策課」に改め、同表十八の項中「林政部恵みの森づくり推進課」を「林政部森林活用推進課」に改め、同表二十の項中「林政部森林整備課」を「林政部森林経営課」に改め、同表二十一の項中「林政部治山課」を「林政部森林保全課」に改め、同表六十一の項を六十二の項とし、六十の項を六十一の項とし、同表五十九の項第一号中「職員」の下に「及び用地業務に従事する職員」を加え、同項を同表六十の項とし、同表五十八の項第一号中「現場業務に従事する職員」の下に「及び用地業務に従事する職員」を加え、同項を同表五十九の項とし、同表中五十七の項を五十八の項とし、二十八の項から五十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十七の項の次に次のように加える。

二十八 都 市建設部 都市公園 整備局都 市公園課			1 現場業 務に従事 する職員		
作業服(上・下)	夏用・冬用 各一着	二年	防寒服	一着	三年
安全靴	一足	三年			

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十号

庁中一般
各県事務所

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程(昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

別表商工政策課長の項中「商工政策課長」を「商工・エネルギー政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「各課等の記号等」を「各課等の記号」に改め、同表「デジタル戦略推進課」の項及び情報システム課の項を削り、同表清流の国づくり政策課の項の次に次のように加える。

SDGs 推進課

S 推

別表第一ねんりんピック推進事務局の項の次に次のように加える。

デジタル戦略推進課

デ 推

情報システム課

情 シ

別表第一環境企画課の項を次のように改める。

脱炭素社会推進課

脱 推

別表第一商工政策課の項中「商工政策課」を「商工・エネルギー政策課」に改め、同表企業誘致課の項の次に次のように加える。

産業デジタル推進課

産 デ

別表第一新産業・エネルギー振興課の項及び家畜伝染病対策課の項を削り、同表恵みの森づくり推進課の項を次のように改める。

森林活用推進課

森 活

別表第一森林整備課の項及び治山課の項を次のように改める。

森林経営課

森 経

森林保全課

森保

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務合理化対策委員会規程(昭和三十二年岐阜県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

「総務部デジタル戦略推進課長

別表中 総務部情報システム課長

清流の国推進部清流の国づくり政策課長」

り政策課長

同デジタル戦略推進課長 に、「商工労働部商工政策課長」を「商工労働部商工・エネ

同情報システム課長 「

ルギー政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程(昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「事務所長等」を「保健所事務所の所長」に改める。

第五条第三号中「希望が丘こども医療福祉センター所長」の下に「中央子ども相談センター所長」を加える。

第二十三条の二第一項中「ときは、」の下に「必要に応じて」を加える。

別表第一総括安全衛生管理者が直接所管する所属の部中「希望が丘こども医療福祉センター」の下に「及び中央子ども相談センター」を加え、同表地区安全衛生管理者が所管する所属の部希望が丘こども医療福祉センター所長が所管する所属の項の次に次のように加える。

中央子ども相談センター所長が所管する所属	中央子ども相談センター
----------------------	-------------

別表第二産業医資格を有する健康福祉部の職員のうちから知事が指名する者の項中「東京事務所及び岐阜地域福祉事務所」を「及び東京事務所」に改め、同表知事が必要と認める者の項中「岐阜地域福祉事務所」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

